

生駒市条例第 8 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年 7 月生駒市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「対し、」の次に「その者の基準日の属する年度の前年度における人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日に在職する職員で、令和 2 年 6 月に勤勉手当の支給を受けることとなるものに係る改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例第 1 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「前年度」とあるのは、「前年度の下半期」とする。